

【参考】 夫婦共同扶養の場合の「夫婦の年間収入」の算定にあたっての確認書類

確認書類は、原本と記載がある書類以外は、「写し」を提出してください。

被保険者の配偶者が被扶養者でないときの、「被保険者および被保険者の配偶者の、今後1年間の収入見込額が確認できるもの」

収入の種類		提出書類	備考
被用者保険の被保険者の場合	給与・賞与	前年の「源泉徴収票」 ただし、「所得証明書」で前年分の給与収入が確認できる場合は省略可	原則、前年の給与・賞与収入額および非課税交通費を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、休職や退職等により、前年の収入と大幅に増・減額することが明らかな場合は、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
	非課税交通費	事業主発行の前年の「非課税交通費の証明書（原本）」 または、前年1年間分の「給与明細書」 ただし、被保険者と配偶者との年間収入差が <u>100万円以上</u> ある場合は、金額記載のみとし、確認書類の添付は不要	
パート・アルバイト収入		事業主発行の「収入見込証明書（原本）」、「労働条件通知書」、「雇用契約書」等のいずれか ただし、今後1年間（異動日以降12か月分）の収入見込額が確認できるもの	事業主発行の「収入見込証明書」は、交通費（課税・非課税とも）の記載があるもの。 原則、被保険者または認定対象者の自己申告は認めない。
事業収入		直近の「確定申告書」および「収支報告書」	原則、前年の事業収入額（直接的必要経費控除後）を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、廃業や営業規模縮小などの理由がある場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
株等の譲渡収入		直近の「確定申告書」および直近1年間の取引結果がわかるもの ・特定口座で「源泉徴収あり」を選択し株等を保有する場合には、「確定申告書」に加えて「特定口座年間取引報告書」 ・暗号資産については、「確定申告書」に加えて、「暗号資産の計算書」または暗号資産交換業者が発行した「年間取引報告書」 等	原則、前年の譲渡収入額を、今後1年間の収入見込額とする。 ただし、前年または当年において、一括譲渡しすでに保有していない場合は、その事実が確認できるものを添付のうえ、「扶養状況届」に増・減額を加味した収入見込額を記載する。
年金収入（非課税の年金も含む）		直近の「年金振込通知書」、「年金改定通知書」等のいずれか ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・「ねんきん定期便」、「年金額試算書」、「年金見込額照会回答票」 等
失業給付（雇用保険法によるもの） 失業者の退職手当（公務員であった時）		「離職票〔1〕」または「雇用保険受給資格者証」 公務員であった時は、「失業者の退職手当受給資格証」 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・退職前の、「（支払基礎日数が11日以上または労働時間が80時間以上ある月の）6か月分の給与明細書」 等
出産手当金  ※ 産休中の給与が支給されないとき、申請により加入する医療保険者（健康保険組合等）から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの <b>なお、「出生の子」の申請において、「出生日の前年の収入額が被保険者より少ない配偶者が、被保険者より長く育児休業等を取得する場合は、「支給見込額が算定できるもの」の添付は不要とし、「扶養状況届」に支給見込額を記載する。</b>	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・支給開始日の属する月以前12か月間の「標準報酬月額平均した額」が確認できるもの （例） 「標準報酬月額通知書」や、支給開始日以前の「12か月分の給与明細書」 等
育児休業給付金  ※ 育児休業を取得したとき、一定の要件を満たす雇用保険の被保険者および公務員に対し国から支給されるもの		支給決定通知書 等 ただし、支給前（未支給）のときは、支給見込額が算定できるもの <b>なお、「出生の子」の申請において、「出生日の前年の収入額が被保険者より少ない配偶者が、被保険者より長く育児休業等を取得する場合は、「支給見込額が算定できるもの」の添付は不要とし、「扶養状況届」に支給見込額を記載する。</b>	「支給見込額が算定できるもの」とは、 ・育児休業開始前の、「（支払基礎日数が11日以上ある月の）6か月分の給与明細書」 等
その他の収入		その収入が確認できるもの	